

第19回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成28年8月30日(火) 午前10時～午後12時

2 場 所：千葉市議会棟3階 第三委員会室

3 出席者：

(1) 委員

稲垣総一郎委員、小川善之委員、國松憲子委員、下井康史委員、多賀谷一照委員、
武岡和枝委員、辻徳次郎委員、本澤陽一委員、松浦隆委員、村野文美委員

(2) 事務局

志村総務局長、山元総務部長、久我政策法務課長、金森同課市政情報室長、
渡邊同課主査、土井同課主任主事、中村同課主任主事

(3) 実施機関

(市民自治推進部)

原部長

(区政推進課総合窓口開設準備室)

小倉室長、田中主査、高梨主任主事

(介護保険課)

渋谷課長補佐、高橋主査、塙主任主事

(業務改革推進課)

小林主査

(情報システム課情報セキュリティ管理室)

上原室長、廣田主任主事

4 議 題：

議 事

(1) 会長及び副会長の選任

(2) 千葉市個人情報保護条例第10条第3項の規定に基づく諮問（通信回線による電子計算機の結合について）

(3) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問（個人情報に関する重要事項について（特定個人情報保護評価））

報 告

(1) 平成27年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

5 議事の概要

議 事

(1) 会長及び副会長の選任

会長に稲垣委員、副会長に多賀谷委員が選任された。

(2) 千葉県個人情報保護条例第10条第3項の規定に基づく諮問

(通信回線による電子計算機の結合について)

実施機関からの説明を受け審議し、千葉県コンビニ交付システムにおいて、千葉市の保有する個人情報を地方公共団体情報システム機構と電子計算機の結合を行い提供することについて、公益上の必要がある旨、答申することとした。

(3) 千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

(個人情報に関する重要事項について(特定個人情報保護評価))

実施機関からの説明を受け審議し、次の全項目評価書について、現段階における評価として妥当である旨、答申することとした。

ア 介護保険システム(介護保険に関する事務)

報 告

(1) 平成27年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

事務局から、平成27年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況について、報告があった。

6 会議経過：

(金森市政情報室長) ただいまから、第19回千葉県情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、政策法務課市政情報室長の金森でございます。よろしく願いいたします。

本日の会議は、事前に委員の皆さんにご案内しておりますとおり、公開の会議として開催しておりますので、ご承知おきください。なお、現在のところ傍聴の方はいらっしゃいません。

さて、本日は、本年4月1日付けで委員をお願いいたしました皆様によります初めての審議会でございます。これから2年間、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に委員の皆様並びに事務局職員を紹介させていただきます。

初めに、委員の皆様を向かって左から順にご紹介させていただきます。

武岡和枝委員でございます。

下井康史委員でございます。

國松憲子委員でございます。

小川善之委員でございます。

稲垣総一郎委員でございます。

多賀谷一照委員でございます。

辻徳次郎委員でございます。

本澤陽一委員でございます。

松浦隆委員でございます。

村野文美委員でございます。

次に事務局職員を紹介させていただきます。

総務局長の志村です。

総務部長の山元です。

政策法務課長の久我です。

市政情報室主査の渡邊です。

主任主事の土井です。

主任主事の中村です。

以上でございます。

ここで、総務局長の志村より、ご挨拶申し上げます。

(志村総務局長) 委員の皆様、こんにちは。

総務局長の志村でございます。本日は、大変ご多用の中、情報公開・個人情報保護審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。会議の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

はじめに、本審議会は、情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項などについて審議を行うことを目的として、平成17年から開催されているところでございます。本年4月の委員改選により、7期目となっておりますが、皆様におかれましては、委員への就任につきご快諾をいただき、誠にありがとうございます。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の個人情報保護法の改正に続いて、本年5月には行政機関個人情報保護法が改正され、自治体においても法改正の趣旨に則した個人情報保護条例の見直しなどが求められているところです。

また、本年1月からはマイナンバーの利用が開始され、いよいよ本格的にマイナンバー制度の運用が開始されております。

このように、本市における情報公開制度、個人情報保護制度を取り巻く環境は、近年大きく変化しており、今後より一層、的確な制度運用を行っていくことが、本市には求められているところです。委員の皆様方には、ぜひ市へのご指導、ご助力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

本日、ご審議いただく案件でございますが、1点目は、委員の改選後初めての会議ですので、「会長及び副会長の選任」でございます。

2点目は、証明書等の自動交付事務における市以外のものとの電子計算機の結合について、諮問を行うものでございます。

3点目は、番号法に基づく特定個人情報保護評価について、介護保険に関する事務の評価書に重要な変更を行う必要があることから、諮問を行うものでございます。

いずれの案件も、個人情報の保護の観点から、大変重要な課題でございます。どうか、委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご指導を賜りますようお願い

い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく、お願い申し上げます。

(金森市政情報室長) この後、議事に入ることとなりますが、会長及び副会長選任までの間、総務局長が仮議長を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(仮議長) それでは、会長及び副会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。まず、定足数ですが、本日は全ての委員さんのご出席をいただいておりますので、千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

議事(1) 会長及び副会長の選任

(仮議長) それでは、議事(1)の会長及び副会長の選任でございます。

審議会設置条例第5条第2項の規定によりまして、委員の皆様方で、互選で会長及び副会長を選出していただくこととなっておりますが、いかがでございましょうか。

國松委員さん。

(國松委員) それでは、前期に引き続きまして、稲垣委員に会長を、そして、個人情報に造詣が深く、前期から委員を務めていらっしゃる多賀谷委員に副会長をお願いしたいと思っておりますが、皆さん、いかがでしょうか。

(仮議長) ありがとうございます。

ただいま、稲垣委員さんに会長を、多賀谷委員さんに副会長を、というご提案がございましたが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

(仮議長) ありがとうございます。

それでは、異議がないということでございますので、稲垣委員さんに会長を、そして多賀谷委員さんに副会長をお願いしたいと存じます。

申し訳ございませんが、席の移動を、よろしくお願いいたします。

それでは、稲垣会長さん、そして、多賀谷副会長さんから、順にご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(稲垣会長) ただいまご推挙を受けまして、会長に就任いたしました稲垣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この会議は、マイナンバーその他、非常に専門的な知識を要求される審議会になっております。つきましては専門の先生方に参加していただいて、知恵をお借りしながら議事を進行したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(仮議長) ありがとうございます。

続きまして、多賀谷副会長さん、よろしくお願いいたします。

(多賀谷副会長) 先ほど局長さんのお話がありましたが、千葉県個人情報保護条例ができたのは平成17年ということです。私は当時、千葉大学の教授でしたが、この条例の作成をお手伝いしたことがございます。

私自身が個人情報保護制度に携わったのは、実はもっと前、昭和61年からでして、30年になりますので、長くやってきたと思います。ただ、いつまで経っても、常に新しい問題が出てきて、非常に難しいところです。今は、千葉大から獨協大に移りまして、あと1年半で定年なのですが、多分、最後のご奉公ということでやらせていただきます。

よろしく願いいたします。

(仮議長) ありがとうございます。

それでは、ここからの議事は、稲垣会長さん、どうぞよろしく願いいたします。

議事(2) 千葉市個人情報保護条例第10条第3項の規定に基づく諮問(通信回線による電子計算機の結合について)

(稲垣会長) それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

議事(2) 千葉市個人情報保護条例第10条第3項の規定に基づく諮問(通信回線による電子計算機の結合について)を議題といたします。

事務局及び実施機関から説明をお願いします。

(金森市政情報室長) 着座にて説明させていただきます。

実施機関から説明に入る前に、本案件の根拠規定等についてご説明したいと考えております。

お手元にお配りしております「個人情報保護事務の手引書(その1) 逐条解説編」の66ページをお開きください。千葉市個人情報保護条例第10条第3項の解説がこちらのページになります。よろしいでしょうか。

条文のみ読み上げますと、「実施機関は、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。)を行うときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。」としております。ここでいう実施機関とは千葉市長とお考えください。

また、「実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。」とありますが、メールのやりとりなど、単なるデータ転送等に過ぎないものなどはこの規定の対象ではないとお考えください。

したがって、この規定は、千葉市が千葉市以外のものと、いわゆる情報システムを使用して、その千葉市以外のものがいつでも個人情報の入手ができる状態で個人情報のやりとりをする場合には審議会に意見を聴くということを定めているものです。

千葉市以外のものがいつでも千葉市の個人情報を入手できる状態というのは、本来、個人情報の保護の観点からするとあまり望ましいものではないものの、近年の情報処理の現状からして、一律に禁止するわけにはいかないため、この個人情報に関して必要な措置がとられているかのチェックの一環として、第三者機関であります本審議会から意見を聴取し、事務実施に反映していくことを意図するものでございます。

なお、これまでの審議会における審議では、事務を行う公益上の必要性があるかどうか、相手方、又は千葉市がきちんと個人情報の保護措置を行っているのかという観点で、ご意見を頂戴しているところでございます。

それでは、実施機関であります市民局市民自治推進部より、事務の概要を説明させていただきたいと思えます。

(原市民自治推進部長) 市民局市民自治推進部長の原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料2「諮問書」をご覧ください。

今回ご審議いただく案件は、来年1月を目途に、住民票の写しなどのコンビニ交付サービスを開始するに当たりまして、千葉県コンビニ交付システムにおいて保有いたします個人情報を通信用回線によって地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムに結合することにつきまして、今、説明がありました千葉県個人情報保護条例第10条第3項の規定に基づき、ご意見をいただくものでございます。

詳細につきましては、総合窓口開設準備室長の小倉からご説明させていただきます。

(小倉総合窓口開設準備室長) 総合窓口開設準備室長の小倉でございます。

資料2-1「コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付事務における実施機関以外のものとの通信用回線による電子計算機の結合について」をご覧ください。

まず「1 諮問事項」につきましては、ただいま部長から説明したとおりでございます。

続きまして「2 個人情報を取り扱う事務の名称及び概要」でございますが、まず「(1) 名称」は、「コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付事務」でございます。

次に「(2) 概要」ですが、来年1月から市民の方が自宅や勤務先等に最寄りのコンビニエンスストアで、夜間・休日にも住民票の写しなどの証明書の交付が受けられるコンビニ交付サービスを開始いたします。また、6区役所と3か所の市民センターにもこのサービスの仕組みを利用した証明書発行機を設置いたしまして、同じく証明書の交付サービスを開始いたします。これらによりまして、市民の方が証明書を取得するために、窓口に来庁する必要がなくなり、身近な場所で、夜間・休日でも取得することが可能となるなど、市民サービスの向上が図られるとともに、市民の方が当該サービスを利用することで生じます窓口の市職員の労力を本来傾注すべき窓口応接に注ぐことで、窓口業務の合理化にもつながるということを期待するものでございます。

次に「3 個人情報を取り扱う事務の目的」でございます。ただいま申しましたとおり市民の利便性向上と窓口業務の合理化でございます。

続きまして「4 コンビニ交付サービスについて」でございます。

まず「(1) 概要」でございますが、コンビニ交付サービスにつきましては、地方公共団体情報システム機構、以下、「J-LIS」と略称させていただきますが、このJ-LISが運営するサービスで、住民基本台帳カード又は個人番号カード、マイナンバーカードを使用いたしまして、住民票の写し等の各種証明書がコンビニ等に設置される多機能マルチコピー機、いわゆるキオスク端末で取得できるサービスでございます。

このサービスにつきましては、平成22年2月から住民基本台帳カード方式で千葉県の市川市、東京都の渋谷区と三鷹市の3団体で開始されました。その後、サービスの採用自治体は伸び悩んでおりましたが、本年1月のマイナンバーカード方式でのサービス開始に伴いまして、採用自治体が大幅に増加いたしまして、この6月の時点で全国217自治体がサービスを開始してございます。県内でも先ほど申し上げました市川市など7団体がサービスを実施しておりまして、政令指定都市

では11市が実施したところでございます。

次に「(2)本市におけるサービス実施概要」でございますが、まず取扱証明書と利用時間につきましては、J-LISが設定した枠内で各自治体が設定することとなります。本市におきましては、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、それから市・県民税所得証明書の4種類の証明書を取り扱います。利用時間につきましては、年末年始を除く毎日6時半から23時まで、全国のコンビニエンスストア等で利用できるものでございます。また、各区役所等に設置する証明書発行機でもご利用いただけます。利用条件でございますが、本市では住民基本台帳カード方式は併用いたしませんので、個人番号カードのみご利用いただけることといたします。

続きまして「5 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称」でございますが、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書の交付事務につきましては、私ども市民局市民自治推進部区政推進課が、市・県民税所得証明書の交付事務につきましては、財政局税務部課税管理課がそれぞれ所掌いたします。

次に「6 提供する個人情報の対象者の範囲及び項目」でございますが、それぞれ4種類の証明書に記載すべき証明項目に係ります個人情報が電子計算機の結合によりましてJ-LISに提供されることとなります。

なお、個人情報は証明書の画像イメージのデータに変換されまして、提供されることになってございます。

続きまして「7 電子計算機の結合先」につきましては、繰り返しになりますがJ-LISが整備・運用いたします証明書交付センターシステムでございます。

続きまして「8 電子計算機の結合を行う理由」につきましては、コンビニ交付サービス実施に当たり、J-LISの証明書交付センターシステムを介して、コンビニ事業者のキオスク端末や区役所等に設置する証明書発行機により証明書の交付等を行う必要があるため、J-LISの証明書交付センターシステムに本市のシステムを接続するというものでございます。

続きまして「9 電子計算機の結合条件」でございますが、J-LISの証明書交付センターシステムと通信する本市の証明発行サーバにつきましては、外部及び内部のネットワークからそれぞれ隔離された区域に設置いたしまして、J-LISの証明書交付センター以外との通信を禁止いたします。また、本市の証明発行サーバとJ-LISの証明書交付センターとの間の回線は、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークとして、すでに利用されてございますLGWAN、総合行政ネットワークの回線を使用することといたします。

続きまして、コンビニ交付サービスに関するシステムの概要について説明させていただきます。資料2-2をご覧ください。

資料右側の「千葉市」という記載の下に証明発行サーバの図がございまして、この証明発行サーバが左側のJ-LISのシステムと結合することとなります。

中央にLGWANネットワークがありまして、左側に証明書交付センターという表記がございまして、これがJ-LISが運営いたします交付センターでございまして、この交付センターの中に証明書交付センターシステムがございまして、これが私どもの証明発行サーバと結合することとなります。

さらに左に行きますと、専用回線を通じてコンビニ事業者等のセンターの中継サーバ、それから、

さらに専用回線を通じてコンビニ店舗のキオスク端末に順次接続され、このキオスク端末を市民の方が利用して証明書の交付を受けるというものでございます。私どもが区役所と市民センターに設置いたします証明書発行機につきましても、このキオスク端末と同様の位置づけになるというところでございます。

なお、コンビニ交付サービスにつきましては、J-L I Sの証明書交付センターシステムを介しまして、コンビニ事業者のキオスク端末により証明書の交付等を行う必要がございますので、電子計算機の結合を行うことが必要になるというところでございます。

資料2-1にお戻りいただき、裏面の「10 個人情報の保護措置」をご覧ください。「(1) 千葉県」でございますが、まず管理的な措置といたしまして、千葉市の情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ実施手順に基づきまして、個人情報の適切な管理運用を行ってまいります。

次に技術的な措置についてですが、まず本市の証明発行サーバにつきましては、セキュリティが十分に確保された外部のデータセンター内の本市専用のデータ領域に構築いたします。そして、各サーバ及び端末にはウイルス対策ソフトを導入いたしまして、最新のパターンファイルを保ちます。また、証明発行サーバには作成した証明書のデータを保存しない仕組みといたします。

続きましてネットワークでございますが、本市の内部における証明発行サーバ、それから、それと接続する各業務サーバにつきましては、外部から独立した総務局の情報システム課所管の専用ネットワーク回線を使用いたします。またJ-L I Sと接続するネットワークについては、先ほども申し上げましたが、行政機関専用のLGWAN、総合行政ネットワークを使用いたします。

続きまして「(2) J-L I S」でございます。

まず、管理的な措置でございますが、J-L I Sにおきましては、個人情報保護基本方針、それから、情報セキュリティ基本方針を策定してございまして、これらに基づいて個人情報の適切な管理運用を行っているところでございます。

次に技術的な措置でございますが、「(ア) 証明書交付センターシステム」のサーバにつきましては、入退室管理が厳格に行われ、セキュリティの確保されたデータセンターに設置されております。また証明書交付センターシステムには、各自治体から送付された証明書のイメージデータを保存しない仕組みとしております。また証明書の改ざん防止対策として、J-L I Sにおいて、証明書をコピーすると「複写」という文字が浮かび上がる牽制文字を追加するとともに、証明書の裏面にスクランブル画像の追加を行います。

なお、この改善防止措置につきましては、資料2-3にその例が記載してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

「(イ) ネットワーク」でございます。

コンビニ事業者とJ-L I Sとの間は専用回線により、自治体との間は行政機関専門のLGWAN回線により閉鎖性が確保されたネットワーク接続を行うものでございます。

続きまして「(3) コンビニ事業者等」でございます。

コンビニ事業者につきましては、J-L I Sとの間で委託契約を締結してコンビニ交付サービスに参画しているところですが、このJ-L I Sとの契約に基づきまして記載したような個人情報保護措置をとってございます。

まず管理的な措置といたしまして、個人情報取扱責任者を選定し、個人情報保護の徹底が図れる

よう、従業員等に対する教育・訓練及び各種安全対策を実践することとされているものです。

次に、技術的な措置でございますが、コンビニ店舗の従業員が、各店舗のキオスク端末のネットワークやプログラムには触れられないような物理的な保護措置がとられています。

また、市民の方が利用されますキオスク端末につきましては、音声と画面への警告表示で証明書や個人番号カードの取り忘れを防止するとともに、取り忘れの際にはコンビニ店舗の従業員が対応し、原則、遺失物として所轄の警察に届出を行うこととされてございます。

また、キオスク端末とコンビニ事業者のECセンターのシステムには証明書のイメージデータを保存しない仕組みとするとともに、これらのシステムとJ-LISの証明書交付センターとの接続回線は、J-LISが指定する専用回線を使用し、第三者からのアクセスを排除するとともに通信内容を暗号化することとされております。

このほか、千葉市とJ-LISとの間で締結する予定のコンビニ交付サービスに関する契約書及び附属書類を資料2-4としてお配りしてございますが、この場での説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

(稲垣会長) 今のご説明に対して、この点がわからないとか、この辺は具体的にどうなっているとか、いろいろ疑問があろうかと思っておりますので、皆さんからご質問をいただきたいと思っております。

ご検討いただく間に、私から質問させていただきます。

千葉市以外では、キオスク端末の使用は大分前から行っていることなのですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) 平成22年から実施しております。

(稲垣会長) 平成22年から今までかなり経験があるわけですが、すでに実施している自治体で、こういう点が問題になっているなど、そういった情報があれば教えていただけますか。

(小倉総合窓口開設準備室長) J-LISからは、事故が起こった等の報告は受けておりません。

(稲垣会長) では、改善点ですとか、そういうことは何かないですか。

(原市民自治推進部長) コンビニ交付サービスで使用可能なカードの問題なのですが、当初は住民基本台帳カードのみでございました。この住民基本台帳カード自体があまり普及していないということもございまして、参加する団体も少なく、また、利用する方も増えなかったという状況がございます。ただ、本年1月から個人番号カードの交付が始まりまして、こちらは多くの国民の方に取得していただいているところでございます。これを機に、これまで以上にご利用いただけると考えております。また、千葉市もそうですが、ほかの団体でもやはりこれを契機といたしまして、コンビニ交付サービスに参加するという状況でございます。

(稲垣会長) 平成22年から実施してはいるが、それほど普及していなかったという問題があるわけですね。

(小倉総合窓口開設準備室長) はい。

(稲垣会長) それでは、これから別の問題点が出てくるかもしれないですね。

(多賀谷副会長) 今までは、住民基本台帳カードを使用していたとのことですが、この個人番号カードを使う場合には、資料2-2の「①証明書交付申請(本人確認)」には、暗証番号を入力すると書いてありますが、暗証番号の設定はどこで行うのですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) 個人番号カードの交付の際に設定する利用者証明用電子証明書の

暗証番号です。

(多賀谷副会長) では、個人番号カードに入っている、我々の個人番号自体をそこで使うということはないですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) 個人番号カードに入っている情報は基本的には使わずに、ご本人確認は個人番号カードの利用者証明用電子証明書というものを使用いたします。券面には書かれていない個人番号カードのシリアル番号が送信されて、利用者証明用電子証明書が失効していないか確認するものです。したがって、券面に書いてあるような住所、氏名、生年月日がJ-LISに送られるということではございません。

(多賀谷副会長) 暗証番号の有効期限は5年ですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) 利用者証明用電子証明書については5年でございます。

(多賀谷副会長) 個人番号カード自体の有効期限は10年ですよ。

(小倉総合窓口開設準備室長) カード自体は10年になります。

(多賀谷副会長) 要するに、5年経ったら、カードを再発行してもらわないと使えなくなるということですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) 電子証明書の更新をさせていただきます。

(多賀谷副会長委員) 更新するためには、市役所に行かなければならないということですね。

(小倉総合窓口開設準備室長) 今のところ、来ていただくこととなっております。

(多賀谷副会長) 暗証番号が無効であるかどうか調べるために、JPKIセンターに照会をするわけですが、そこだけインターネットになっているのは、何か理由があるのですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) JPKIセンターに確認する際に送られる情報がシリアル番号のみであり、返答される情報も、有効か無効かのみでございますので、インターネットを使っていると聞いております。

また、このJPKIセンターにつきましては、証明書交付センターとのやりとりしかできないということでございます。

(多賀谷副会長) シリアル番号は本人にもわからないのですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) さようでございます。

(多賀谷副会長) シリアル番号と我々の個人番号との対応関係というのは外には一切出していないということですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) はい。

(多賀谷副会長) したがって、インターネットを使用しても危険性はないという理屈ですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) はい。

(稲垣会長) コンビニの店員は、この端末保守員しか操作できないと決まっているということですね。

(小倉総合窓口開設準備室長) はい。また、市民の方がキオスク端末を利用する際には、ご自分で操作していただき、コンビニの店員が操作を教えることは基本的にはないと考えてございます。

(多賀谷副会長) コンビニにはいろいろな端末がありますが、専用の端末を別に置くということですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) キオスク端末自体はマルチコピー機ですので、チケットを購入し

たり、いろいろな機能がございますが、そのキオスク端末の証明書交付のプログラムに係る部分につきましては鍵がかかっている操作できない仕組みになっております。

(稲垣会長) キオスク端末自体はマルチなので、いろいろ操作できるようになっているが、証明書交付の部分については操作できないような仕組みにしてあるということですね。

(小倉総合窓口開設準備室長) はい。

(多賀谷副会長) 使い方がわからないなど、コンビニ店員に聞きに行く人はいそうですね。

(稲垣会長) 同じ端末になっていると、個人番号カードの分だけ遺失物扱いというのは、紛らわしいですね。

忘れまして取りに来ても、渡してはいけないのが今回の制度ですよ。よほど教育をしないとイケないですね。

(本澤委員) 契約上は、どうしても千葉市とJ-LISとの契約しかないので、コンビニの事業者自体を直接は制約できないというか、実質、千葉市から注文できない状況になってしまうように見えるのですが、このあたりは大丈夫なのでしょうか。

(小倉総合窓口開設準備室長) 契約上は千葉市とJ-LISが委託契約をし、形式上は再委託ということになります。私どもの指導は、J-LISを通じて行うということになります。

(松浦委員) コンビニエンスストアに対しての契約上の制約というのは、市からは、ないわけですよ。

J-LISとの契約の中には、そういう文言は入れられるが、直接コンビニエンスストアに対しての契約というのは、有り得ないということですよ。

(多賀谷副会長) それは、全国のコンビニですから、事実上は不可能ですよ。

(松浦委員) そうですよ。

(多賀谷副会長) 北海道から沖縄のコンビニで千葉市のデータを出すこともできるわけですから。

(松浦委員) 他自治体も契約するわけですよ。実際には、例えば47都道府県が全てコンビニ交付サービスを実施すれば、1つのコンビニエンスストアが、全ての自治体と契約するという形になるわけですね。

(多賀谷副会長) そうです。ですから、それは無理です。

(松浦委員) 回線は専用回線ですが、キオスクの端末というのは、飽くまでもコンビニが設置した端末を使うということですね。

(小倉総合窓口開設準備室長) はい。

(下井委員) 今の話の続きですが、これはJ-LISと各コンビニとの契約内容を、我々がどれだけ信用できるかということに尽きると思うのです。資料2-4の3つ目の「証明書等自動交付事務委託契約書」がJ-LISと各コンビニチェーンとの契約書のひな形ですね。

(小倉総合窓口開設準備室長) はい。

(下井委員) これを我々がどれだけ信用して、千葉市がJ-LISと契約をするかということに尽きると思います。

そうしましたところ、資料2-1裏面の「(3) コンビニ事業者等」の「イ 技術的な措置」中の「(ア) キオスク端末」にa、b、c、d、eとありますが、これが、このひな形のどこに埋め込まれているかということを確認させていただければと思います。

それが確認できないと、技術的な措置をとる予定だと言われても、信用できないですよ。

(小倉総合窓口開設準備室長) ご指摘のJ-LISとコンビニ事業者との間の契約内容については、「証明書等自動交付事務委託契約書」の別紙1「交付事務に係るセキュリティについて」をご覧ください。

(下井委員) ここに、資料2-1裏面の「イ技術的な措置」、「(ア)キオスク端末」のa、b、c、d、eが一つひとつ書いてあるのですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) まずaでございますが、別紙1「交付事務に係るセキュリティについて」の4の(2)に記載がございます。

(下井委員) わかりました。

(小倉総合窓口開設準備室長) 次に、4の(3)と(4)にbについての記載がございます。

4の(12)がcでございます。

(下井委員) 4の(6)がdですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) はい。また「証明書等自動交付事務委託契約書」に附属の「証明書等自動交付事務委託仕様書」の第3条第1項にもサービスの提供内容が規定されております。

(下井委員) eは、資料2-4の「証明書等自動交付事務委託仕様書」の第9条第1項ですね。

(小倉総合窓口開設準備室長) はい。

(下井委員) わかりました。問題は、この契約が、契約書どおりになされなかったときにどうなるかということです。おそらく、契約解除、それだけですよね。これ以上に強力なエンフォースメントはないわけです。

J-LISは特殊法人ですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) 地方共同法人です。地方公共団体が共同設立した法人で、特殊法人に近い、法律によって設立された法人です。

(下井委員) はっきり覚えていないのですが、設置法で守秘義務を課せられていますよね。問題は、コンビニ事業者まで守秘義務が及ぶのかということです。確か、事務に従事する者という形の規定でしたから、守秘義務は課せられているのかなとは思いますが。

(多賀谷副会長) コンビニ事業者の職員が個人情報漏えいした場合はどうですか。それは、個人情報保護条例の適用対象になるのですか。

(金森市政情報室長) 個人情報保護条例を改正いたしまして、再委託者についても守秘義務を課しています。

(稲垣会長) 再委託まで広げましたよね。

(金森市政情報室長) はい。身分的には、地方共同法人から委託を受けた者という形でしかないわけですが、千葉市から見れば、委託者が再委託をした形になりますので、条例の対象になるということになります。

(下井委員) これは、番号法の守秘義務は適用対象にならないのですか。

(多賀谷副会長) 番号法の守秘義務の対象になるかどうか、わかりません。なるかもしれないですね。

(下井委員) J-LISの業務ですからね。しかし、条例の罰則の対象ではあるので、全く制約がないということではないですね。

(金森市政情報室長) 番号法自体は、委託に守秘義務がかかっていますが、コンビニ交付は個人番号自体が移動していると言えらるかどうかわかりません。

(下井委員) しかし、個人番号カードを使っているわけですよね。

(金森市政情報室長) 個人番号カードは使います。

(稲垣会長) 末端では、なるべく情報に接しないようにするというのが基本的な姿勢ですよね。制約は、もちろん必要だとしても、末端はなるべく個人番号を入れないというシステムでやっているわけです。

(小倉総合窓口開設準備室長) はい。

(多賀谷副会長) 個人番号自体を第三者あるいは従業員などが提供したら、それは番号法の罰則の対象になりそうですよね。個人番号ではなく、証明書を改ざんするなどすれば、条例の罰則の対象になるかもしれないです。

(稲垣会長) そういう二本立てですよね。

(小倉総合窓口開設準備室長) コンビニ交付の手続では、個人番号、マイナンバーは基本的に取扱いません。ただし、住民票の写しの証明項目に個人番号が入っておりますので、これを希望された場合には、個人番号入りの住民票が交付されます。

(多賀谷副会長) その場合には、番号法と条例の両方の対象となりますね。

(武岡委員) 例えば、コピーとかファクスの操作ができない場合には、コンビニ店員が教えるということがあると思いますが、住民票の写しを取得する操作方法がわからなくても店員が教えるということはしてはいけないのですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) 基本的にはコンビニ店員の方が指導するということは、ないと考えてございます。

(武岡委員) では、コンビニの責任者である立場の方が、教えることになるのですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) このコンビニ交付というものは、ご自身で操作をしていただくということを前提にしたものでございます。

(武岡委員) 操作ができる方のみが前提ということですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) 私どもも、このコンビニ交付サービスを市民の方にお知らせするときには、そういったことが前提ということ、注意して伝えていきたいと思っております。

(武岡委員) 操作方法を聞かれたときにも、それは個人情報ですとお答えできません、というお断りの仕方で構わないということですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) そのように教育されているのではないかと考えてございます。

(武岡委員) はい。わかりました。

(稲垣会長) ほかに何かご質問ございますか。

(本澤委員) システムは、土日も含めて朝の6時半から夜11時まで稼働するのですよね。これまで、庁舎でこの時間まで、土日を含めてサービスをしていたということは、まだないですよね。

(小倉総合窓口開設準備室長) ございません。開庁時間だけのサービスでございます。

(本澤委員) コンビニは24時間やっても、千葉市のシステムが、この時間に土日を含めて動くということは初めてであれば、そのシステムの対応性というのが継承されているかどうかをお伺いできますか。夜中にトラブルがあった際に、どういった対応をとるのでしょうか。

(小倉総合窓口開設準備室長) まず、このサービスの基幹となるコンビニ交付システムにつきましては、専門業者に保守管理を含めて委託して構築しておりますので、時間外の対応についても、十分とることが可能と考えております。

(本澤委員) 庁舎内の基幹系もつながっている以上は、この時間に稼働することになるかと思いますが、いかがですか。

(田中総合窓口開設準備室主査) 庁舎内の基幹系の運用時間内にコンビニ交付システムにデータ連携し、そのコンビニ交付システムが、サービス提供時間に動くことで、夜間の申請でも対応できるということでございます。

(本澤委員) 基幹系は、市役所の運用時間だけ稼働させて、データの連携はその時間にやっておいて、コンビニ交付システムは証明書以降のところだけ動くという形ですか。

(田中総合窓口開設準備室主査) はい。

(多賀谷副会長) そのイメージデータをつくるのは、基幹系ではなくて、このLGWAN公開セグメントでやるわけですね。

(小倉総合窓口開設準備室長) はい。証明発行サーバでPDF化してイメージデータを作成します。

(多賀谷副会長) これは、ずっと動いているのですね。

(小倉総合窓口開設準備室長) はい。

(本澤委員) 証明発行サーバは、資料2-2の図で千葉市の枠に入っているのですが、これを管理するのは千葉市ですか。

(小倉総合窓口開設準備室長) はい。

(稲垣会長) 質疑はこの程度でよろしいでしょうか。

(なし)

(稲垣会長) それでは、事務局で、答申案がありましたら、お願いします。

(資料配付)

(金森市政情報室長) 千葉市個人情報保護条例が、現在と同じ形になったのが平成17年度からでございますが、それ以降、第10条第3項の規定に基づいて諮問された案件が、今まで2件ございます。今、お配りした答申案は、その2件に対する答申に倣って作成させていただいたものでございます。

それでは、「1 諮問事項」と「2 諮問に対する意見」のみ読み上げさせていただきます。

「1 諮問事項 千葉市コンビニ交付システムにおいて保有する個人情報を地方公共団体情報システム機構と通信回線による電子計算機の結合を行い提供することについて」。

「2 諮問に対する意見 千葉市個人情報保護条例(平成17年千葉市条例第5号)第10条第3項の規定に照らし、慎重に審議した結果、千葉市コンビニ交付システムにおいて、千葉市の保有する個人情報を地方公共団体情報システム機構と電子計算機の結合を行い提供することは、公益上の必要があると認められる。」。

以上でございます。

ご意見があった場合には、これ以降になお書きとして、例えば、「なお、提供に当たっては、

安全の確保に努められたい」といったような文言が、付け加えられるということでございます。

以上でございます。

(稲垣会長) 事務局からの案をいただきました。

公益性の点では、公益上の必要があると認められるという考えでよろしいですか。

(異議なし)

(稲垣会長) では、今、事務局から説明がありましたが、なお書きを付け加えたいというご意見はありますか。

下井先生からのご質問にあったとおり、契約上の制約という点については、もう少しこうしてほしいというご提案がありますか。あるいは、実施機関のご説明でもよろしいですか。

(下井委員) J-L I Sと各コンビニとの間の契約ですから、我々はその契約条項について、注文をつけることはできませんよね。その契約について、我々がどれだけ信頼できるかということ、その1点に尽きると思います。

(稲垣会長) 私は、チェック機能はどうなっているのかという点が気になりました。

(下井委員) ひな形の中には検査をするという条項はあるのですが、それがどれだけ実施されるかですよね。

(稲垣会長) 実際に実施されるかが大切ですね。

(下井委員) そういう意味では、今、会長がおっしゃったように、なお書きがあったほうが良いと思います。J-L I Sによる各業者に対する、個人情報の安全確保のための措置の、なんでしょうかね。

(多賀谷副会長) 有効性とか実効性についてという文言ではどうですか。

(下井委員) そこについては、千葉市としても、十分に今後、注視していくべきであるとか、そういった文言がないと、チェックが機能しないように感じます。どういった文章にすべきかは、すぐに思いつきませんが。

(稲垣会長) 実効性を確保することに留意されたいとか、そういったなお書きは欲しいということですね。

(下井委員) あってもいいかなと思います。

(多賀谷副会長) 実効性の確保の維持に留意されたいぐらいですかね。

実効性の確保自体は、J-L I Sの話ですからね。

(下井委員) そうですね。運用についてであるとか、そういった文言ですね。

(稲垣会長) 実効性の確保に努められたいくらいですかね。努められたいでは弱いですか。

(下井委員) 留意すべきであるとか、今後とも十分に監視していくべきであるとか、その程度まで踏み込んだ記載でもよいと思います。具体的な文章は、会長にお任せします。

(稲垣会長) なかなか文言が難しいですね。

(多賀谷副会長) J-L I Sが個人情報を扱うことについて、千葉市としても、情報を預けるだけでなく、十分注視しなければいけないという、そういう趣旨の文章にしてください。あとは、会長さんに任せます。

(稲垣会長) そういう趣旨のなお書きをつけて答申するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) 文言は、事務局と協議して案を作成したいと思います。

最終決定は、ご一任いただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(松浦委員) 1点質問をしてもいいですか。

これは、システムがダウンをした場合、あるいは、どこかのところで事故が起こった場合、再稼働・再結合をするときは、この範囲に入るのですか。

(稲垣会長) それは、システムの不具合の問題ですよ。富士通に損害賠償を請求するということが新聞に出ていましたが、それはセキュリティの問題ではなくて、契約担保の別の問題でしょうね。

(多賀谷副会長) そういった場合、契約はもう一回見直しという形になると思います。

(小倉総合窓口開設準備室長) それぞれのシステムにそれぞれの責任者がいますので、その責任度合いに応じて、仮に損害が生じれば損害賠償ということになってくる可能性はあります。

(下井委員) コンビニのネットワークがダウンして、サービスが一時中断したときに、千葉市がコンビニに損害賠償請求できるのですか。

(稲垣会長) 本日のテーマではないですが、そういう契約はどうなっているのかなと思います。

(多賀谷副会長) 飽くまでもコンビニは、受託してサービスするわけです。

(下井委員) それはJ-L I Sとの関係でですよ。

(多賀谷副会長) J-L I Sのシステムが止まってしまうと、証明を発行しなかったからといって、コンビニに損害賠償を請求するわけにはいかないですよ。

(下井委員) コンビニ交付を利用できなかった住民が、被害を受けたとって国家賠償請求したらどうするのですかね。

(小倉総合窓口開設準備室長) 損害賠償については、資料2-4「千葉市証明書等自動交付事務委託契約書」の第16条第2項で規定されてございます。千葉市は、コンビニ事業者等の責に帰する事由により生じた損害に限り、コンビニ事業者等がJ-L I Sに支払う損害賠償の範囲を限度として、千葉市がJ-L I Sに賠償を請求できるということが規定されています。

(稲垣会長) 最初は、試行錯誤しながら動いていくわけですから、稼働させながら修繕してというような形で、契約では、ある程度のところまでは許容範囲なのでしょうね。どこまでがその範囲にできるのか難しいですよ。

(下井委員) 翌朝、住民票が必要で、夜にコンビニで発行できると思っていたら、システムがダウンしていて、発行できなかったということがあって、被害をこうむったという住民の方がいたときに、誰に、どういう損害を賠償するかということでしょうね。その点についての定めはこの契約に含まれていないわけですが。

コンビニに対して損害賠償請求をするのか、千葉市に対してなのか、J-L I Sに対してなのか。

(稲垣会長) コンビニに損害賠償請求するというよりは、市が、そういった事態のときに書類を提出させるのがどうかという問題ですよ。

(下井委員) ここで議論することではないですが。

(稲垣会長) このテーマは、いろいろ話題はあると思いますが、一旦終えて、次のテーマが、も

う1つございますので、移らせていただきたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

(稲垣会長) それでは、次の案件に移らせていただきます。

ここで、担当部署が変わりますので、入替えをお願いします。

(実施機関 入替え)

議事(3) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問 (個人情報に関する重要事項について(特定個人情報保護評価))

(稲垣会長) 次に、議事(3) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問(個人情報に関する重要事項について(特定個人情報保護評価))を議題といたします。

本件について、事務局及び実施機関から説明をお願いします。

(金森市政情報室長) それでは、実施機関の説明に先立ちまして、事務局より説明を申し上げます。本日お配りしました、右上に参考と書いてある「特定個人情報保護の概要」をご覧ください。

一番上の段落に、「特定個人情報保護評価とは」と、色がついた部分がございます。こちらを読み上げますと、「特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。」とあります。

ここでいう、特定個人情報ファイルとは、個人番号を使って個人を識別しようとする個人情報の電子ファイルとお考えください。つまりは、その下の段、左側になりますが、「評価の目的」にありますように、個人番号制度に対する国民の各種の懸念がございますので、その懸念を踏まえた保護措置の1つと、この特定個人情報保護評価は考えられておりまして、この評価を事前に行うことにより、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、また、国民、住民の信頼の確保をしていこうとするものであります。

したがって、我々のような地方公共団体だけではなく、国や特殊法人といった個人番号を使う者については実施が義務づけられているものでございます。

次に、資料の右側、「特定個人情報保護評価の流れ」をご覧ください。まず、千葉市が、どの事務に特定個人情報、つまり個人番号を含んだ個人情報を使うのかを、計画管理書というものでまとめた後、その事務ごとに、しきい値判断というものを行います。

この、しきい値判断とは、「①対象人数、②取扱者数、③特定個人情報に関する重大事項の発生の有無」の3点に基づき、どのような方法で保護評価を行うかを判断することを言います。

しきい値判断の段から矢印が4本下に向かっておりますが、左から、「基礎項目評価」、「基礎項目評価+重点項目評価」、「基礎項目評価+全項目評価(地方公共団体等)」、「基礎項目評価+全項目評価(行政機関等)」となっております。基礎、重点、全項目の順に、より詳細な評価が必要となるものでございます。したがって、対象人数や取扱者数が多ければ多いほど、より細かい評価をしていくこととなります。

その中で、「基礎項目評価＋全項目評価（地方公共団体等）」をご覧ください。

具体的に申し上げますと、対象者数が30万人以上の場合、対象者数が10万人以上30万人未満かつ千葉市の実際に事務に従事する個人情報の取扱者数が500人以上の場合、又は、取扱者数が500人未満であっても、過去1年以内に特定個人情報の流出のような重大な事故を起こしている場合、以上の場合に全項目評価というものを行うものでございます。

「全項目評価書については、住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後、個人情報保護委員会に提出し、公表。」と記載がございます。個人情報保護委員会とは国の委員会でございます。また、第三者点検というのは、千葉市の場合、この情報公開・個人情報保護審議会でございます。つまり、全項目評価を行う場合は、住民等の意見聴取、いわゆるパブリックコメント手続を行った上で、この審議会から意見を聴取し、基礎項目評価書と全項目評価書を個人情報保護委員会に提出、そして公表することになります。

今回、これからご説明する介護保険に関する事務につきましては、昨年度この審議会に付議し、一旦はその点検を終えているものでございます。しかし、その後、一部仕様を追加する必要が生じたため、その追加部分について、再度ご審議していただくものでございます。

それでは、実施機関であります保健福祉局の介護保険課より、全項目評価の変更点につきまして、説明させていただきます。

（渋谷介護保険課課長補佐） 介護保険課課長補佐の渋谷と申します。よろしくお願いたします。

初めに、今回、仕様の追加を行うこととなった経緯等について、説明いたします。

資料3-1の「1 主旨」をご覧ください。千葉市では、介護給付費審査支払等事務の一部として、高額医療合算介護（予防）サービス費に関しまして、被保険者向け勧奨通知作成、支給額計算、この2つの事務を千葉県国民健康保険団体連合会、通常、「国保連」と呼んでおりますが、そこに委託し、受給者情報の提供等を行っております。

国民健康保険団体連合会とは、下の「※1」に記載してありますとおり、会員である、千葉市、船橋市、習志野市といった保険者が共同して国保事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的にして設立された法に基づく法人です。各都道府県に1団体、計47団体設立されておまして、国民健康保険だけではなく介護保険の審査支払事務も行っている団体でございます。

続きまして、「※2」をご覧ください。先ほど高額医療合算介護（予防）サービス費と申し上げましたが、高齢者になりますと医療費も介護費用もかかり、負担が重くなりますので、高齢者が1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、基準額を超えた場合にその超えた金額を支給する制度のことでございます。この事務の一部を千葉市が国保連に委託しているという形になります。

それでは、「1 主旨」へお戻りください。介護保険については、昨年、全項目評価を実施いたしました。その後の平成27年12月15日に、この高額医療合算介護（予防）サービス費の事務について、介護保険と医療保険の給付情報の名寄せに個人番号を利用するという事務処理の変更について、厚生労働省から通知がありました。

この事務処理の変更により、委託先である国保連において個人番号を使用することとなったため、全項目評価書の変更及び特定個人情報保護評価の再実施をお願いするものです。

「2 個人番号を使用するメリット」をご覧ください。個人番号を利用することにより、現行

は、氏名、性別、生年月日、住所によって行っている、医療費と介護給付費のデータの突合が、より精度の高い名寄せを実施できることとなります。

「3 事務処理概要」に参ります。国保連との受給者情報のやりとりは、データの送受信で行います。図で説明したいと思います。左側に保険者である市町村、右側に国保連があります。市町村の図に、①から④までの番号が振られておりますので、説明いたします。

①要介護認定のある被保険者にかかる情報の追加・変更等が生じた場合、その受給者の情報を介護保険システムで抽出して、受給者情報移動連絡データを作成します。

②介護保険事務処理システムから作成したデータを、DVD-RW等の電子媒体に移出して、電送通信ソフトに移入します。

③電送通信ソフトにおいて、データに対する暗号化を行います。

④電送通信ソフトにおいて暗号化したデータを国保連に送信します。

この①から④までの流れで個人番号が国保連に送信されるという形になっております。

「4 スケジュール」ですが、介護保険システムパッケージの適用、いわゆるシステムの改修をし、国保連システムとの連結テストをした後、個人番号を付与した情報の受け渡しを平成29年7月から開始します。

次に、「5 評価書の主な変更点」です。1点目としまして、委託先に国保連を追加いたしました。国保連が保有する特定個人情報、保険者である千葉市が保有しているとの考えのもと、特定個人情報保護評価書の委託に関する記載を変更いたしました。

2点目は、使用するシステムに電送通信ソフトを追加いたしました。電送通信ソフトとは、国保連が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、保険者と国保連との間で、送受信を行うシステムです。通信環境は、専用回線を使用することとなります。

「6 国保連の特定個人情報管理体制について」ですが、すでに国民健康保険等の事務で特定個人情報を扱うこととしており、特定個人情報取扱規程及び安全管理措置にかかる組織体制を定めております。

資料3-3として、「千葉県国民健康保険団体連合会個人情報保護に関する規程」、「千葉県国民健康保険団体連合会電子計算機処理データ保護管理規程」、「千葉県国民健康保険団体連合特定個人情報等取扱規程」をお配りしております。

資料3-1の「6 国保連の特定個人情報管理体制について」にお戻りいただけますでしょうか。国保連は、平成28年度中のI SMS/I SO 27001認証の取得を目指しております。このI SMS/I SO 27001認証は、簡単に申し上げますと、情報セキュリティ管理の実施体制につきまして、第三者の評価を受けるものでございます。また、特定個人情報にアクセスできるのは、職務上必要な最小限の職員に限定しており、国保連が運用管理業務を委託する事業者からの再委託は行わないこととしております。

本市と国保連では、現在も個人情報取扱特記事項に関する覚書を取り交わしているところですが、個人番号の受け渡し開始に合わせて、それを強化した内容に更新していくということとしております。

国保連では以上のような体制をとっております。

続きまして、「7 国保連システムのセキュリティ対策について」ですが、個人番号等のデー

タは、システム運用管理業務委託先のデータセンターに送信される予定です。個人番号管理用サーバと既存のサーバの間に、ファイアウォールを設置する予定です。ファイアウォールは、異なるネットワークの接続点となる一端に設けて、通過させてはいけない通信を阻止するシステムです。また、電送通信ソフトにおいて、個人番号を含むデータを暗号化するための市町村固有の暗号鍵を配付します。データセンターと保険者との通信体制は、インターネットと遮断された閉域網を使用します。さらに、個人番号はサーバ内で市町村単位に区画を分け、暗号化して管理する予定としています。

最後に1つ追加で説明させていただきます。今回修正しました全項目評価書につきましては、平成28年7月12日から1か月間、住民等の意見聴取を実施しましたが、特に意見はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(稲垣会長) ありがとうございます。

今のご説明について、皆さんから質問等ございましたらお願いします。

先ほどのコンビニ交付の事案は、一人ひとりのデータであるため、実は大量に流出するという問題はなかったと思います。証明を取得しに来た市民の1人分ですよね。今回は国保連にまとめて大勢の個人情報が渡されるので、少し質が違うというか、そこが国保連の個人情報保護措置の問題につながっていくかと思います。

(多賀谷副会長) これは、要するに介護保険と医療保険の給付情報の突合のために使うということですね。

(高橋介護保険課主査) そうです。

(多賀谷副会長) ということは、千葉市の国民健康保険の番号と個人番号との連携については、国保連はすでに持っているということですか。

(高橋介護保険課主査) 国民健康保険の個人番号は、翌年度以降送信予定で、今年度は実施しておりません。

(多賀谷副会長) それは、実施していないと、この趣旨のサービスはできないということですか。

(高橋介護保険課主査) そうです。

(多賀谷副会長) そのときに、また、この評価をやるのですか。

(高橋介護保険課主査) はい。

(金森市政情報室長) 実際に、この特定個人情報評価をいつ実施すればよいのかという問題があるかと思うのですが、こういったプログラムの場合は、プログラムを開始する前には評価を実施することとなっております。介護保険と国民健康保険では、立ち位置が少し異なっておりまして、介護保険は先行して行っております。

資料3-1に、個人番号を付与した情報の受け渡し開始時期は来年の7月と書いてありますが、国民健康保険は、これに間に合うような形で評価が実施される方向にあると返答を受けているところでございます。

なお、国民健康保険については、また改正があるかもしれないということです。

(下井委員) よくわからないのですが、これは、国保連の被保険者が介護保険の給付サービスを受けるときに使うということですね。

国民健康保険の被保険者に限っての話なのですか。

(多賀谷副会長) いや、そうとは限らないでしょう。厚生保険の医療情報も来ます。

(下井委員) そうですね。

(稲垣会長) あとは支払基金ですよ。

(高橋介護保険課主査) 国保連で取り扱っているものが、自治体の介護保険と自治体の国民健康保険、後期高齢者医療制度、この3本のみなので、この結合ができるかというところだと思います。

(多賀谷副会長) 後期高齢者医療制度というのは、県単位ですか。

(高橋介護保険課主査) はい。広域連合で行っています。

(松浦委員) そうすると利用できる人と、利用できない人が出てくるということですね。

(高橋介護保険課主査) はい。

(松浦委員) 例えば、Aさん宅、Bさん宅があって、Aさんは社会保険を使っている、Bさんは国民健康保険を使っていると、Aさんは対象外ということですね。

(高橋介護保険課主査) そういうことです。

(多賀谷副会長) 後期高齢者医療制度以外の年齢の場合も、これは対象になるわけですね。

(高橋介護保険課主査) 国民健康保険はそうですね。

(下井委員) 国民健康保険の被保険者だけが対象なのですか。

(松浦委員) おかしな話ですね。国民健康保険と社会保険を利用している人の比率は、どのくらいなのですか。

(多賀谷副会長) それは社会保険のほうが多いでしょう。

(松浦委員) 実質的には多いはずですよ。企業に属している場合は、ほとんど全てだと思います。

(高橋介護保険課主査) 介護保険の対象は、原則65歳以上でございます。

(多賀谷副会長) 後期高齢者医療制度の対象は、何歳以上ですか。

(高橋介護保険課主査) 75歳です。

(多賀谷副会長) その10年間の間は。

(高橋介護保険課主査) 大体、国民健康保険に加入されています。

(多賀谷副会長) 国民健康保険だけですか。

(高橋介護保険課主査) そうですね。それ以降が75歳以上になるために、後期高齢者医療制度の対象になり、ここでほとんどまかなえるということです。

(多賀谷副会長) でも、社会保険の方もいらっしゃるよ。そういった方は、どうするのですか。

(高橋介護保険課主査) この仕組みの結合ができません。

(多賀谷副会長) ここではできないということですか。

(高橋介護保険課主査) はい。

(下井委員) それは国保連の管轄ではないから、どうしようもないということですね。

(高橋介護保険課主査) そうですね。

(下井委員) より精度の高い名寄せが実施できるということがメリットとあるのですが、これは、例えば、同姓同名で住所も近いという対象者が、手作業だと間違ふ恐れがあるが、個人番号だと間違える可能性はまずないということですか。

(高橋介護保険課主査)　そうです。

(下井委員)　それだけですよね。

(高橋介護保険課主査)　はい。

(下井委員)　それほどメリットがあるとは思えません。

(多賀谷副会長)　国保連は、前からよくわからないのですよね。特に、この I SMS の認証を取得するということが、I SMS の認証だけでは不十分です。

(下井委員)　しかも、これから取得するとされています。

(多賀谷副会長)　先ほどの J-L I S よりも、はるかに危険な気がするのですよね。

(下井委員)　しかも、I SMS の認証を取得したからといって、そのとおりにやっているかどうかはまた別ですよね。あれはシステムの認証だけですからね。

(多賀谷副会長)　あれだけではセキュリティ上、危ないですよ。

これは千葉市が直接の対象でしょうから、やはり国保連に対して、セキュリティをきちんとしろということは、言うべきだと思うのです。

(下井委員)　弊害があるとしたら、個人番号を国保連が入手することによって、そこを端緒にして余計な情報にまで手を出しかねないということですよ。それに対する予防策というものをどう考えるかというところです。

先ほど、大したメリットはないということを言いましたが、国保連はセンシティブな個人情報を山のように持っているので、その意味では、名寄せをきちんとやっていただくということは、望ましいことですよね。

その意味では、個人番号を使うということは、私は結構なことだと思うのですが、問題はそのことから生じる弊害だと思うので、その弊害予防をどれだけきちんと行っているかというところが肝心なのかなという気がいたします。

(高橋介護保険課主査)　それに関しましては、資料 3-1 「7 国保連システムのセキュリティ対策について」の図を使ってご説明します。左側の保険者から、右側の国保連のサーバに情報を送ります。個人番号は個人番号管理サーバという特別なサーバのみで管理します。個人番号以外の、氏名、生年月日、要介護度といったものは、その手前の既存システムサーバで管理し、個人番号とは別々に管理します。使う必要があるときのみ、個人番号管理サーバに入れて処理するという、拡散しないようなシステムをとっているということです。

(下井委員)　これは、市で定期的にチェックはしているのですか。

(多賀谷副会長)　国保連のサーバですから、それはできないでしょう。

(下井委員)　いや、そのシステムをきちんと行っているかどうか自体をチェックする必要はないかということです。

(多賀谷副会長)　介護保険と医療保険とは別立てのシステムですよ。別立てのシステムがお互いに勝手に融合して、個人番号を共通して使うことができないようにするため、特定個人情報保護法では分散管理システムをつくったわけです。その都度チェックするというシステムになったわけですよ。国保連で個人番号を持つということですが、市民の全ての個人情報ではなくて、後期高齢者に限るとしても、分散管理ではなくて一緒に管理するという、あまりよろしくないシステムだと思うのです。

(下井委員) しかし、厚労省が方針を示してきたのですよね。

(高橋介護保険課主査) はい。

(下井委員) 先ほどよりも強いなお書きが必要だと思います。

(稲垣会長) 契約書さえ作ればいいという問題ではないですよ。

(下井委員) はい。

(稲垣会長) 実際にセキュリティが確保されているかが問題なのですよ。

(下井委員) 2つあると思います。1つ目は、定期的に千葉市からチェックをするために、契約の中で、セキュリティについての定めを持っておくこと、2つ目は、それを実際にどれだけ実施するかということです。

(多賀谷副会長) 相手は国保連ですから、なかなかチェックしにくいでしょうね。

国保連は、一旦、送信された個人番号は消去しないで、ずっとそのまま持っているということですか。

(高橋介護保険課主査) 対象者の情報が必要なくなれば、削除します。

(多賀谷副会長) それは、亡くなった後ということですか。

(高橋介護保険課主査) はい。

(多賀谷副会長) 亡くなるまでは、ずっと持っているということですね。

(稲垣会長) 先ほどのコンビニ交付ですと、その都度、個人情報を消去していくやり方でしたが、これは、その人が生きていた限り、ずっと持っているということですね。

(下井委員) 継続的に給付するシステムが前提ですから、ずっと持っていないといけないのではないかと考えたのですが、機能としては、名寄せだけですよね。

(高橋介護保険課主査) ここで使うのは、マッチングです。

(下井委員) 名寄せをしてしまえば、その時点で、個人番号は不要になるということですね。

(高橋介護保険課主査) 市外に転居した場合に必要なになります。

(下井委員) 別の国保連に渡すということですか。

(高橋介護保険課主査) そうですね。県外に転居した場合や、市外に転居したが国保連は一緒である場合ですとか、いろいろなケースがあります。

(多賀谷副会長) そのたびごとにJ-LISに情報を照会するのも煩雑だから、この中で、自分たちで処理できるようにしたい、そういうことでしょうか。

(下井委員) そうしますと、先ほど多賀谷先生がおっしゃったように、契約を結ぶとしても、市としては強い態度に出られない可能性がある。であれば、ますます審議会として意見を出したほうがよろしいのではないかと思います。

(多賀谷副会長) おそらく、千葉県国保連として持っている個人番号管理サーバに入っている情報は、例えば、後期高齢者の方が千葉県から神奈川県に移動した場合に、国保連同士でデータをやりとりする可能性があるのですよ。

(下井委員) そうですね。

(多賀谷副会長) 国保連が預かったデータについては、多目的利用をしてはいけないということをもっと市から国保連に言ったほうがいいと思いますよ。

(高橋介護保険課主査) 県外の国保連とのデータ連結は行わず、飽くまでも県内の自治体に転入

居した場合に限ります。

(下井委員) いずれにせよ、答申にはコンビニ交付より強いなお書きを入れる必要がありますね。

(多賀谷副会長) はい。

(下井委員) 国保連との交渉のバックアップを、我々はするべきでしょうから、そういう意味で、入れる必要があると思います。

(金森市政情報室長) 資料3-1「6 国保連の特定個人情報管理体制について」の上から5つ目に、千葉市とは個人情報取扱特記事項に関する覚書を取り交わしているという記載がございますが、この個人情報取扱特記事項というものが千葉市の条例に基づく特記事項でございます。昨年度の審議会で、今と同様の議論がございまして、検査の実施や、個人情報保護の規約と仕組みをつくることを求め、従業員への個々の教育、場合によっては、誓約書を提出させるということまで、個人情報取扱特記事項を改正いたしました。契約後、随時検査することができることになっております。そのため、協定書上の話になりますが、千葉市は国保連に入って、検査をできる状態でございます。

(下井委員) 実際、行っているのですか。

(金森市政情報室長) 今後行うことになります。

(下井委員) 前回の答申の趣旨を、十分、留意されたいというような文章ですかね。

(稲垣会長) 前回のなお書きを基本にして、今回も似たような要望をする形ですね。

(多賀谷副会長) そうですね。国保連は公的機関ではないのですか。

(下井委員) 公共組合ではないのですか。

(金森市政情報室長) 国保連は国民健康保険法に基づく機関でございますので、公的な機関ではありますが、特別行政法人とは少し違います。

(多賀谷副会長) 特別地方公共団体でもないでしょう。

(下井委員) 公共組合です。

(多賀谷副会長) 公共組合ですか。では、条例も何もないわけですね。

(下井委員) ないでしょうね。規程でしょうね。

(多賀谷副会長) 規程ですよ。おそらく罰則もないですよ。

守秘義務はどのようになっているのですか。

(下井委員) 国民健康保険法にあるかどうかですね。あってもおかしくないのではないですか。

(稲垣会長) 国民健康保険法は連合会を設置するというぐらいはあるかもしれないですね。

(多賀谷副会長) 個別法は確かにあるかもしれないです。

(下井委員) 国民健康保険法に「保険者の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」とありますが、これでよいのですか。

(金森市政情報室長) 国保連は保険者ではありませんが。

(稲垣会長) 国保連は診療報酬等を支払うための特別な団体ですね。

(下井委員) 別に「審査委員会若しくは審査会の委員若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由なしに、職務上知得した秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」とありました。これですね。

(金森市政情報室長) はい。

(稲垣会長) 罰則はあるわけですか。

(下井委員) あります。守秘義務規定ですから。

(稲垣会長) そういう制約はきちんとありますが、問題は、現実には、いかに監督をしているかということですね。

(金森市政情報室長) 国保法上の制約と、個人情報保護条例の制約がかかっていますし、条例上の制約については、そのような規定は知らなかったとはならないよう、個人情報取扱特記事項の中に個人情報保護条例の抜粋とともに、罰則が適用されることを明記しております。

国保連は受託者という形になりますので、受託者に対して罰則が適用されることが記載されております。

(下井委員) 個人番号を提供したら、番号法の罰則も適用になりますよね。

(金森市政情報室長) はい。番号法の適用についても、個人情報保護条例の罰則が適用されるといふ周知と同様に国保連に対して行いますし、そのことを従業員に対しても周知しなさいといった規定にしております。

(多賀谷副会長) そうですね。こちらは、第一義的には番号法の罰則ですね。

(下井委員) 確か、そちらのほうが重いのですよね。

(金森市政情報室長) はい。

(稲垣会長) そういう制約については問題ないので、現実にはどうしていくかということだけを、なお書きで記載することになりますね。

(下井委員) 前回は答申で同じようなことをおっしゃっていただいているようですから、それを再度、留意されたいぐらいの記載でしょうか。

(多賀谷副会長) そうですね。

(稲垣会長) では、質疑はよろしいですね。

(金森市政情報室長) お手元に配付させていただいたものが、前回の答申案に倣って作成させていただいたものでございます。先ほどと同じく、「1 諮問事項」と「2 諮問に対する意見」のみ読み上げさせていただきます。

「1 諮問事項 行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価（介護保険に関する事務）について」。

「2 諮問に対する意見 番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉県個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては妥当なものと認められる。

なお、千葉県国民健康保険団体連合会のセキュリティを確保する仕組みについては、今後とも引き続き検討及び改善を努められたい。」。

こちらは、前回の答申をそのまま使用した案でございます。

以上でございます。

(稲垣会長) 事務局案の修正等のご意見がございましたらお願いします。

(多賀谷副会長) この「セキュリティを確保」という文言は少し違うでしょうね。何か入れたら

うがいかもしいないです。

(稲垣会長) 仕組みは公的機関だから、きちんとできているのですよね。心配しているのは、実際にどうなのだろうということなのですよね。

少し直しますか。

(金森市政情報室長) 昨年度の審議会では、当然、確保する仕組みはあるわけですから、それについて千葉市がきちんとチェックしていくようにといった文章にするという案もあった上で、最終的にこういった答申になりました。

(本澤委員) この文章は、検討や改善を国保連が行う、国保連が主語のようになってしまっているのですが、千葉市の対応を求めるものですよね。

そうすると、先ほどのように、千葉市がチェックするようにといった表現のほうがよいかと思えます。

(多賀谷副会長) 最初は、例えば「なお」の後に「市としては」という文言を入れるのはいかがでしょうか。

(稲垣会長) そういう形になりますね。

(下井委員) こういうのはいかがですか。「なお、千葉市としては、国保連におけるセキュリティ確保について、今後とも注視していく。」。検討や改善だと、なぜ千葉市が検討・改善をするのだという疑問が生じます。よって、国保連におけるセキュリティ確保について、千葉市がきちんとチェック・監督しろというニュアンスにすべきだと思います。

(稲垣会長) 千葉市が主語ということですね。

(下井委員) その仕組みとか実効性という少し言葉が難しいので、「セキュリティ確保について」というようにまとめて構わないと思います。

(多賀谷副会長) 「セキュリティ確保について、今後とも引き続き注視していく」という文章ではいかがですか。

(下井委員) 「監督していく」という表現は難しいですよね。「留意」という表現はいかがでしょうか。

(稲垣会長) 関心を持っていくというだけでは弱いですしね。

(多賀谷副会長) 「今後とも引き続き注視し、千葉市民の特定個人情報保護に努められたい」というような文章ですかね。

(下井委員) なるほど。

(稲垣会長) そうですね。契約や特記事項だけで安心しないで、今後とも注視して欲しいという意味ですかね。

今のような趣旨を含んだ答申案を、事務局と私で作成させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(異議なし)

(稲垣会長) それでは、実施機関はご退出をお願いします。

(実施機関 退出)

(稲垣会長) 平成27年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告を議題とします。事務局から、説明をお願いします。

(渡邊政策法務課主査) それでは、平成27年度の運用状況について報告させていただきます。

お手元の資料4「平成27年度の運用状況について」に沿ってご説明いたします。なお、本日お配りしました、資料5「平成27年度 千葉市の情報公開・個人情報保護 運用状況報告書」という冊子を、適宜ご参照いただければと思います。

資料4の1ページでございますが、「千葉市公告第482号」という資料がございます。毎年、前年度の条例の施行の状況を公表しておりますが、こちらは、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定に基づいて、先日、8月22日に公告を行ったものでございます。

資料4の1ページから6ページまでは、この公告になっておりまして、大きく3つに分かれます。1つ目が、情報公開条例の施行の状況、2つ目が、個人情報保護条例の施行の状況、そして、3つ目が、この審議会の運営状況でございます。

では、1ページの情報公開条例の施行の状況からご説明いたします。

「1 情報公開条例の施行の状況 (1) 開示請求の件数及びその処理状況」でございますが、こちらは平成27年度の情報公開条例に基づく公文書開示請求の件数等についてまとめた表でございます。表が、途中1ページから2ページ目にわたっており見づらくて申し訳ございませんが、2ページ目に最終的な合計が記載されております。

この表の一番下の合計をご覧いただきたいのですが、開示請求が273件、それに対しまして、処理件数は303件、請求件数よりも多くなっております。これは、1つの請求に対して、全部開示決定と部分開示決定があった場合など、複数の決定を行うことがあるためです。

303件の処理件数のうち、全部開示決定が66件、部分開示決定が162件、不開示決定が53件、取り下げられた件数が22件でございます。こちらにつきましては、資料5の27ページ以降に具体的な請求の内容について載っておりますので、適宜そちらをご覧いただきたいと思っております。

では、続きまして「(2) 不服申立ての件数及びその処理状況」でございます。こちらは、今、お話ししました開示請求に対する決定に対する不服申立ての件数とその処理状況でございます。

「ア 不服申立ての件数」は、平成27年度は、新規に6件提出されました。この新規6件については、資料5の61ページ、62ページに載っておりますが、こちらも後ほどご覧いただきたいと思っております。

この処理状況が「イ 不服申立てに係る処理状況」でございますが、平成27年度中に決定をしたものが4件、情報公開審査会に諮問して、まだ諮問中であるものが2件でございます。

次に、「(3) 千葉市情報公開審査会の運営状況」でございます。原則として、不服申立てについては、この情報公開審査会に諮問して、その答申を受けて決定することになりますが、平成27年度は会議開催数4回、諮問の件数は先ほどもご説明したとおり、新規案件が2件ございまして、平成28年3月31日現在、この2件はまだ審議中でございます。

次に、「(4) 千葉市附属機関の会議の公開に関する状況」でございますが、情報公開条例第25条により、地方自治法等に基づく附属機関の会議につきましては、原則として公開することを

条例で定めております。「ア 情報公開条例第25条の規定の対象となる附属機関の数」は、部会も含めて199機関ございます。そのうち、「イ 全部又は一部を公開した会議の開催回数」は、平成27年度は201回ございました。

3ページにまいりまして、「ウ 非公開とする附属機関（原則非公開の決定を行った附属機関）の数」でございます。先ほど、附属機関は原則公開と申し上げましたが、福祉関係等では常に個人情報を取扱うような審議会もあります。したがって、原則非公開とする附属機関もございまして、199機関のうち56機関が原則非公開と定められております。

次の、「エ 全部を非公開とした会議（非公開とする附属機関を除く。）の開催回数」でございますが、原則として公開としているが全部を非公開とした会議が、平成27年度は33回ございました。

次に、「（5）指定管理者の文書開示申出の件数及びその処理状況」と「（6）出資等法人の文書開示申出の件数及びその処理状況」、こちらを一括してご説明します。指定管理者は、地方自治法の規定に基づき公の施設を管理いたします。出資等法人は、市が出資又は財政出資等を行う法人でございます。そちらにつきまして、文書開示申出の制度を設けておりますが、平成27年度において、文書開示申出は1件もございませんでした。

以上が、情報公開条例の施行の状況でございます。

次に、「2 個人情報保護条例の施行の状況」についてご説明いたします。

まず、「（1）個人情報取扱事務の届出状況」でございますが、こちらは、個人情報保護条例に基づきまして、市が個人情報を取り扱う事務を行っている場合には、各部署から市政情報室に届出をし、その内容を市政情報室のホームページにおいて公表しているものでございます。

その届出の状況でございますが、平成27年度末現在の事務数がこの表の一番右に記載がありますとおり、合計1,899件、すなわち1,899個の事務において個人情報が取り扱われているということになります。

次に4ページにまいります。「（2）開示請求の件数及びその処理状況」でございますが、先ほどは情報公開条例に基づく公文書開示請求でしたが、こちらは個人情報の開示請求の件数でございます。処理件数といたしましては、開示請求の件数が283件ございまして、それに対して292件の処理を行ったところでございます。

開示請求の内訳につきましては、この表に書かれているとおりでございます。

なお、個人情報開示請求の具体的な内容については、資料5の143ページ以下に載っておりますので、こちらも後ほどご覧いただければと思います。

「（3）訂正請求の件数及びその処理状況」でございます。こちらは、開示を受けた個人情報について、開示を受けた本人が、市が保有する個人情報に誤りがあると考えたときに訂正を求めるものでございます。こちらは、平成27年度は1件もございませんでした。

「（4）利用停止請求の件数及びその処理状況」でございますが、こちらも平成27年度において、1件もございませんでした。

「（5）不服申立ての件数及びその処理状況」でございますが、こちらは個人情報の開示請求に対する決定に対する不服申立てについてでございます。平成27年度は、新規案件として26件、不服申立てがございまして、処理状況といたしましては、いずれも平成27年度中に決定をいたし

ております。

次に、5ページにまいりまして、「(6) 個人情報保護審査会の運営状況」でございます。こちらは、先ほどの情報公開審査会と同様、個人情報開示請求に対する不服申立てについて審査を行うものでございますが、27年度において、会議開催はございませんでした。

「(7) 簡易な手続による開示の実施状況」でございます。個人情報保護条例上、あらかじめ告示した個人情報については口頭で開示請求ができるという制度がございます。それに基づいて行われた開示の実施状況でございます。ご覧のとおり、市立高等学校とその附属中学校及び高等特別支援学校の入学者選抜において、学力検査の総合得点等について、3,712人の対象のうち1,742人の利用があり、利用率としては46.9%でございました。

続きまして、「(8) 指定管理者の個人情報開示申出の件数及び処理状況」でございますが、千葉県男女共同参画センターについて、指定管理者となっている千葉県文化振興財団に対して開示の申し出が2件ございまして、いずれも部分開示決定が行われたということでございます。

続きまして、6ページにまいりまして、「(9) 出資等法人の個人情報開示申出の件数及び処理状況」でございますが、こちらは、27年度は1件もございませんでした。

続きまして、「3 千葉県情報公開・個人情報審議会の運営状況」でございます。

昨年度、こちらの審議会の運営状況としては、親会である審議会を3回開催いたしました。審議内容といたしましては、番号法に基づく特定個人情報保護評価、いわゆる「PIA」というものですが、そちらについての諮問、行政不服審査法の改正に伴う情報公開条例と個人情報保護条例の規定の整備について、ご審議いただいたところでございます。また、情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況報告を行いました。

このほか、特定個人情報保護評価部会を5回開催いたしまして、全項目評価書の第三者点検をお願いしたところでございます。

以上が、この公告についてのご説明でございます。

続きまして、7ページ以降のご説明に入らせていただきます。まず、7ページ、「個人情報の本人外収集についての報告」でございます。個人情報保護条例上、基本的に個人情報というのは本人から収集しなければならないこととされておりますが、条例第7条第2項第9号において、審議会の意見を聞いた上で本人外収集ができるという規定がございます。その中で、過去の答申を踏まえ、答申であらかじめ定められた事項につきましては、改めて審議会の意見を聴く必要がなく、代わりに審議会に報告をするものとされておりますので、それについての報告でございます。

平成27年度は、栄典表彰等の選考において、本人外から個人情報を収集した事例がございました。これは8ページまで表がついておりますので、そちらもご覧いただきたいと思います。

最後に9ページでございますが、「個人情報の目的外利用・提供についての報告」でございます。こちらも、先ほどの本人外収集と同じように、条例第8条第1項第6号及び答申に基づきまして、この審議会の場で報告をするものでございます。

平成27年度の個人情報の目的外利用といたしましては、弁護士法の規定に基づく提供を行ったところでございます。

駆け足になりましたが、ご報告は以上でございます。

(稲垣会長) ありがとうございます。

ただいまの報告について、何かご質問はございますか。

(多賀谷副会長) 個人情報開示請求の異議申立ては、全て却下になっていますが、大量請求のような形ですか。

(金森市政情報室長) 本来の異議申立ては、不開示部分の開示を求めたり、不存在とされているが実際は文書があるのではないか、ということについてなされるものですが、この場合は、個別に対応した職員の対応が悪いから処分を求めるといような、異議申立ての趣旨と全く違うものでございます。

(多賀谷副会長) 特定の方が再度、繰り返し請求していると理解してよろしいですか。

(金森市政情報室長) はい。

(下井委員) 個人情報の開示請求ではなかったということですね。

(金森市政情報室長) 開示請求自体は、本人の情報の開示請求だったのですが、それについての決定をしたところ、例えば、開示実施時の職員対応がよくなかったといった異議申立てがなされたということです。

(下井委員) 異議申立ての趣旨が違うということですね。

(稲垣会長) 審査会で却下ではなくて、実施機関で却下しているのですね。

(金森市政情報室長) 不適法であれば、審査会に諮問するまでもなく、実施機関が却下しております。

(多賀谷副会長) 他の自治体などで、大量請求や嫌がらせ請求があつて、厳しい態度をとるところが出てきていますね。

(金森市政情報室長) 現状においては粛々と処理しているところです。

(稲垣会長) 本来の、個人情報を知りたいという、そういう請求が減ってきたのですかね。

(金森市政情報室長) かなり減ってきてはいるかもしれないです。

(多賀谷副会長) 個人情報の異議申立てというのは、本来、あまりたくさんあるものではない。これだけ多いのは、原因がどちらにあるかはわかりませんが、珍しいですね。いずれにせよ、こじれているのはよくないですよ。

(金森市政情報室長) そうですね。

(稲垣会長) ほかに何かご意見や質問はございますか。
よろしいですか。

(なし)

(稲垣会長) 次に移らせていただきます。

その他、事務局から報告などございますか。

(金森市政情報室長) それでは、本日の会議の議事録の確定方法についてでございます。

後日、事務局が議事録案を作成し、委員の皆様へお送りいたしまして、ご意見を頂戴いたします。いただいたご意見をもとに修正案を作成いたしますので、その確定については会長さんにご一任いただく形をお願いしたいと思います。いかがでございますか。

(稲垣会長) よろしいですか。

(異議なし)

(稲垣会長) では、私に一任していただきます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第19回千葉県情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。

(志村総務局長) 本日は、慎重なご審議、どうもありがとうございました。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

—了—